

**e-ビジネス情報技術講座  
第11回 最終回  
e-ビジネスの倫理と法律**



**講師:片岡 信弘**  
**教科書 第13章**

## 13.1 e-ビジネスの光と影

現代社会はインターネットで瞬時に情報を伝播できる。情報の入手と活用が容易である反面、ネット犯罪、情報漏洩やウイルスなどの問題も広がっている

# e-ビジネスの光の部分

- B to Bによる**企業間取引の効率化**
  - ◆ **コスト, スピード=時間, 品質** が飛躍的に向上
- B to Cによる**店舗と顧客双方の利便性向上**
  - ◆ ネットで**あらゆるもの**効率よく購入可能
- デジタルコンテンツが**安価に入手可能**
  - ◆ **音楽, 動画, 写真, ゲームソフト**など
- インターネットビジネス環境の拡大
  - ◆ **パソコン, スマホ, 情報家電**など, **様々なデジタル機器**でeビジネスが可能

# e-ビジネスの影の部分

- **情報漏洩**の問題がクローズアップ
  - ◆ **機密情報**や**個人情報**等の漏洩
- デジタルコンテンツの著作権問題の発生
  - ◆ 音楽, 動画, 写真, ゲームソフト等の**違法コピー**
- **不法アクセス**や**ウイルス**による被害
- ネット上の掲示板での**誹謗中傷**の問題
- 出会い系サイト等での**未成年者の**犯罪への巻込

## 13.2 倫理と法

セキュリティ対策と共に情報  
倫理教育が必要

# 情報倫理とは

- 情報倫理
  - ◆ インターネットやIT機器を利用時のモラルやマナー
- 新たな倫理感の必要性
  - ◆ ネット上のバーチャル空間特有の倫理
- 法律を守るための基本知識
  - ◆ 違法行為をしないことや著作権を侵害しないなど
  - ◆ 従来より簡単に法律違反を犯す可能性が大
- 基本的なビジネスのルール
  - ◆ 迷惑をかけないための、加害者にならないため
  - ◆ 過失や盗難などに対する個人情報漏洩対策
  - ◆ ウイルスや不正アクセスに対するセキュリティ対策

# ネチケツト

- ネチケツトとは
  - ◆ メールやWebで情報発信する際のエチケット
- メール(通常の文書と同等に考える)
  - ◆ 本文で発信者名, 宛先名を明記
  - ◆ 最初に簡単な挨拶文を入れる.
- Web発信
  - ◆ 個人情報 を許可無しに掲載しない
  - ◆ 公開してはいけない情報を公開しない
  - ◆ 著作権を侵害していないかに気をつける

# ミスの影響度の広がり

- 情報の瞬時の伝達
  - ◆ e-ビジネスではリアルビジネスよりも関係先を含めた第三者へ広範囲な影響が、**瞬時に伝播**する
- メールの宛先の誤り
  - ◆ **取引先以外の第三者**へ発信し、大事な情報を漏洩してしまったケース
  - ◆ 容易に多数の宛先へメールを発信可能なため、**誤発信**しやすいことと、**取り消し**が効かない



## 13.3.知的財産権, 著作権

インターネットでは**著作権侵害**が  
なされやすくなっており気をつれ  
る必要がある

# 著作権法

- 著作物とは
  - ◆「**思想又は感情を創作的に表現したもの**」
- 具体的事例
  - ◆ **文芸**, 学術, 美術, 音楽, 映画等
  - ◆ **コンピュータプログラム**
  - ◆ **データベース**: 大量の情報やデータを抽出加工し, 体系的に編成したもの
- 権利の発生時点
  - ◆ **それが作成された時点**

# インターネット上の著作権侵害

- インターネットでの情報発信
  - ◆ 広範囲に多数の関係者へ**情報発信が可能**
  - ◆ Web掲載内容で意図しない内に著作権を侵害していることもある. **著作権尊守の意識が必要**
- インターネット購入物の**著作権管理**
  - ◆ デジタル著作物は**DRM**(Digital Rights Management)で管理. コピー制限がされている
  - ◆ PDF文書は**Adobe Digital Editions**で管理される

# 不正利用の課題

- 写真, 動画, 音楽やゲームソフトなどのデジタルコンテンツを容易に高速コピー可能
- ブロードバンドの高速化の進展で, 動画, 音楽などの大容量データを短時間で送受信可能
- **法に違反したコピー**をしてはならないことに注意
- **不法に違反したコピー/ダウンロード**をしてはならないことに注意

# Quiz1

- 有料の音楽を購入しようとしたら、欲しかったものを誰かがネットにUPしていた
  - ◆これを無料でダウンロードした。法律違反か

## Answer

- A.著作権のないものをネットにUPすることは、違反であるが、ダウンロードすることは問題ない
- B.著作権の無い人がUPしていると考えられるのでダウンロードも違反
- C.ネットにUPした人が著作権を持っているかどうかなど分からないので、ダウンロードも問題ない

## 13.4.個人情報保護

OECDによる「プライバシー保護と個人データの国際流通についての勧告」  
日本の個人情報保護法の基礎となった

# 個人情報保護法の目的

- 個人情報保護法の目的
  - ◆ 利用を制限することだけが目的ではない
  - ◆ 個人情報の活用を促進するために、個人情報の取り扱いに法的なルールを設けている

# 個人情報/個人データ

- 「個人情報とは」
- 生存する特定個人を識別情報/その人所有情報
  - ◆ 氏名, 住所など
  - ◆ 他の情報と照合でき個人を特定できる情報
    - Quiz2 事例をリストUPせよ
  - ◆ その人所有の個別情報
- 「個人データ」とは
  - ◆ 「個人情報データベース等を構成する個人情報」
  - ◆ 電子媒体, 紙を問わない



# 個人情報事例

- 氏名
- 識別番号
- 所在地データ
- メールアドレス
- オンライン識別子（IPアドレス、クッキー）
- クレジットカード情報
- パスポート情報
- 身体的、生理学的、遺伝子的、精神的、経済的、文化的、社

# 保有個人データ

- 保有個人データ
  - ◆ 「個人データ」のうち個人情報取扱事業者が開示、訂正などの権限を有し、6ヶ月を超えて保有するもの
  - ◆ 本人から請求があったときには、訂正や削除を行う責任がある

# 個人情報取扱事業者

- ~~5,000件~~を超える個人情報データベース等を事業の用に供している事業者
- 「事業の用」とは、業務の一環としての利用
  - ◆ 顧客の個人情報
  - ◆ 従業員の個人情報

# 個人情報保護の必要性

## ■ 保護の必要性

- ◆ スпамメールや不必要な電話勧誘, 場合によっては誹謗中傷の対象にもなる
- ◆ オレオレ詐欺の手段としても利用される

## ■ 個人情報漏洩の多発

- ◆ 多様な個人情報を登録することが増える中で, 漏洩問題が多発

# OECDの勧告

- 1980年にOECD（経済協力開発機構）理事会勧告，
  - ◆ 「プライバシー保護と個人データの国際流通について」
  - ◆ 我が国の個人情報保護法の基礎となった
  - ◆ 2003年に成立し，2005年から全面施行
  - ◆ 2015年改定版成立，2017年改定版施行

## 個人情報保護法のポイント (対象：個人情報取扱事業者)

- **利用目的**を通知すること
- 利用目的等を**本人が知りえる**状態とすること
- 本人の求めに応じて**情報開示し修正**をすること
- **不正**な手段で入手しないこと
- **本人の同意**を得ず第3者に提供しないこと
- **安全**に管理を行うこと
- 従業員，委託先に対する必要な**監督**を行うこと

# プライバシーマーク制度

- プライバシーマーク制度
  - ◆ 事業者が適切に個人情報扱う体制を確立していることを認定する制度
  - ◆ 事業活動にプライバシーマーク使用許可



# GDPR (EU一般データ保護規則) の施行

- EUの加盟国が守るべき統ルールとして**2018年5月25日**から施行
  - ◆ EU域内に本支店があれば当然適用
  - ◆ EU域外からEU内にサービスを提供の場合も適用
- 第三国への個人データの移転の禁止
- 個人データの収集, 利用に対して明確な同意が必要
- 情報侵害時72時間以内に監督当局に報告
  - ◆ 当事者にも遅滞なく通知が要
- 個人データ管理者と共に委託先も同様
- データ保護責任者の設置
- 高額な制裁金(世界の売上の4%または2000万ユーロいずれか**高い方**)



# 個人データ流通に国際ルール

- G20首脳会議(サミット)で、データ流通の国際ルール策定に向けた交渉枠組み「大阪トラック」創設で合意
- 現在は、特定IT企業群(GAFA)が個人情報を独占している
- 「デジタル経済」へ対処として個人情報などのデータ保護に関するルールを整備し、国境を越えた自由なデータ流通を認める体制作り
- 各国の意見は異なる。
  - ◆ 米国は企業活動を優先し、データ流通は自由との立場
  - ◆ 欧州連合(EU)は個人情報保護を重視し、データ管理が十分でない国への個人情報の移転を基本的に認めず
  - ◆ 中国はデータの海外移転を厳しく規制

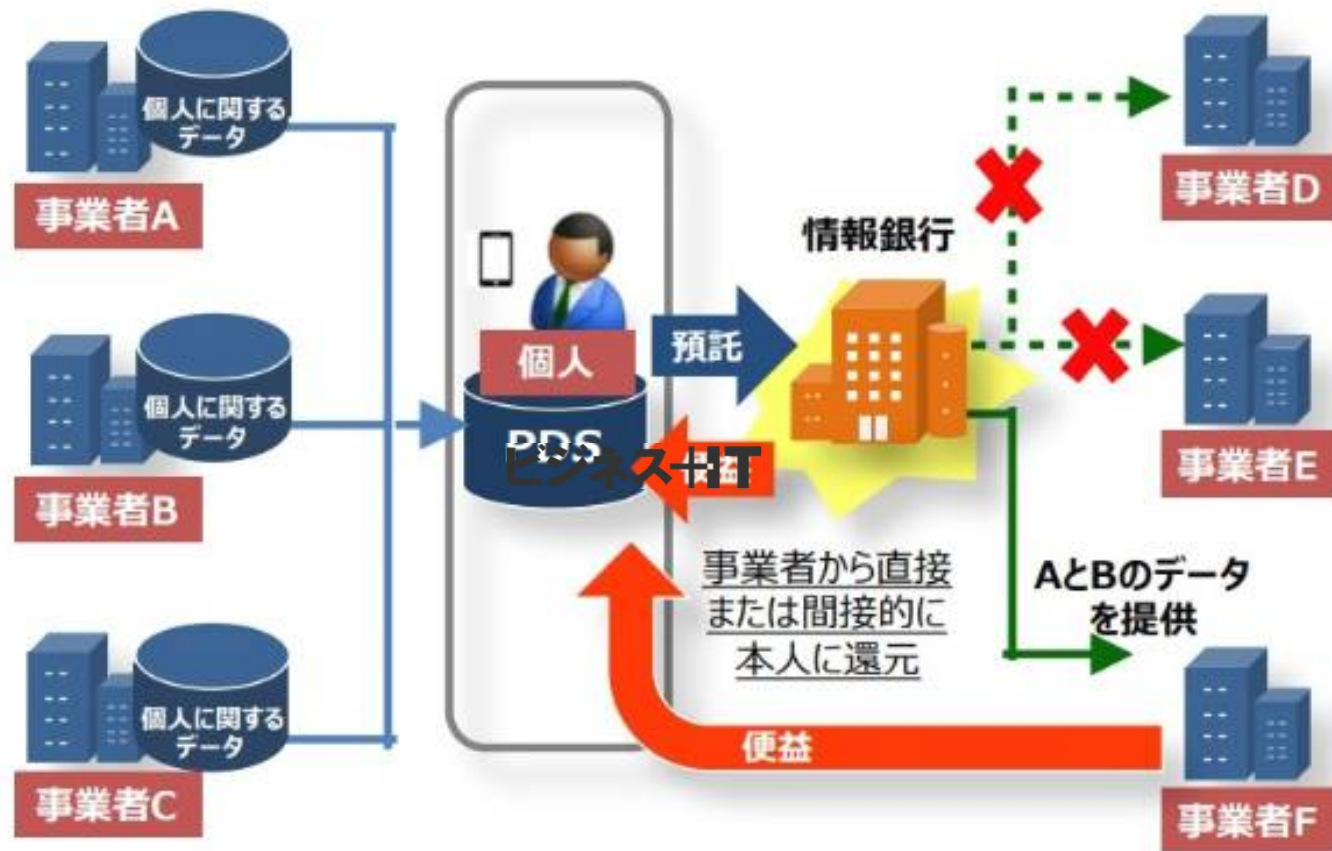
# 保有個人データの第3者への提供

- 個人を特定できないようにした匿名加工情報の提供が可能となった(2015年の改定により)
  - ◆ ただし, 加工方法は公表する
- これによるビジネスが情報銀行

# 情報銀行

- 情報銀行とは
  - ◆ ユーザーから預かったデータをそのユーザの同意する範囲で運用し、そこから得た便益をユーザーに還元する仕組み
- 情報銀行**認定事業**開始について
  - ◆ 一般社団法人日本IT団体連盟
    - <https://itrenmei.jp/registration/>
- 日本初の本格的な情報銀行「MEY」--電通グループのMDIが提供開始
  - ◆ <https://japan.cnet.com/article/35139467/>

# 情報銀行



※ 本人には便益が還元されず、社会全体にのみ便益が還元される場合もある。

ビジネス+IT の記事より <https://www.sbbit.jp/article/cont1/35865>

## 13.5. e-ビジネスで適用 される法律例

# e-ビジネスに関連する法律例

## ■ 迷惑メール防止法

- ◆ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
- ◆ 広告の送信を請け負っているメールを大量に送信するメール送信代行業者を規制
- ◆ 送信者情報を偽った送信の禁止と違反者に対する直罰

# 不正アクセス禁止法

- 不正とは何???
- 対象となるコンピュータ等
  - ◆ アクセス制御機能の設置コンピュータ
  - ◆ ネットワーク経由での不正なアクセス
- 不正アクセスの禁止(3条)
- 不正アクセスを助長する行為(4条)
  - ◆ 他人のパスワード販売, 掲示
  - ◆ 他人のパスワードを盗む行為(2012年より)

# 不正アクセス禁止法

- **不正とは**
  - ◆ 他人のユーザID, パスワードを許可無く利用
  - ◆ セキュリティホールの潜った**不正なログイン**
- **対象となるコンピュータ等**
  - ◆ **アクセス制御機能**の設置コンピュータ
  - ◆ **ネットワーク経由**での不正なアクセス
- **不正アクセスの禁止(3条)**
- **不正アクセスを助長する行為(4条)**
  - ◆ 他人のパスワード販売, 掲示
  - ◆ 他人のパスワードを盗む行為(**2012年**より)



## Quiz3

- 下記のうち不正アクセスの禁止法にかかるのはどれ
- 1. イン트라ネットでパスワードを推測して課長 になりました
- 2. ふられた腹いせに彼女のIDとパスワードをウェブ掲示板に掲示した
- 3. 計算センタに忍び込んで成績を改ざんした

# 不正コンピュータ操作に関する法律

- コンピュータを不正に操作した場合適用される法律
- 電磁的記録不正作出, 供用罪
  - ◆ 銀行のコンピュータ室に侵入して預金残高記録を改ざんする行為など.

## Quiz4

■ インターネット契約で「なりすまされて」契約されてしまった.この契約は有効か無効か?

A.なりすまされたのであるから, 当然無効

B.なりすまされた自分が悪いから無効と言えない

# なりすまされた契約

- ネット契約で「なりすまされて」契約された
  - ◆ 当事者の意思の合致がないため無効
- 本人のID, パスワードの管理が悪いことが原因で、なりすまされた場合には無効を主張できない

## 13.9.契約の成立

契約の成立はいつ時点と考えられるか、取り消しが有効なのはどのような場合か

# e-ビジネスでの契約の成立

- 契約は、当事者の意思の合致で成立するため一方が申し込みをし、**承諾すること**が必要
  - ◆ ネットショップで申し込みの場合、通常は**注文受けの電子メール**が承諾になる
  - ◆ 店側が返事をせずに**直接商品を発送**の場合は商品の発行行為そのものが店側の承諾の意思表示
- 平成13年の電子消費者契約法で、クリックミスや入力ミスに対しては、申し込み者に**重大な過失**があっても、**操作ミスによる契約無効**を主張することが可能となった
  - ◆ 事業者側が購入意思の**確認画面**や、購入内容の確認画面を置くなど、**操作ミスを防止する処置**を講じている場合には、購入者は無効を主張できない

# まとめ

- e-ビジネスは光の影の部分がある
  - ◆ 陰を良く認識して活動する必要がある
- 倫理と法
  - ◆ セキュリティ対策と共に倫理感を持つことが必要
- e-ビジネスでは著作権侵害をしないように気を付ける
- 個人情報保護
  - ◆ 保護ためにしっかりした対策が必要
  - ◆ ルールに基づいた個人情報活用(情報銀行)開始された
- e-ビジネス適用法律
  - ◆ 不正アクセスは、不正アクセス禁止法によりは罰せられる
  - ◆ なりすまされた契約は、自分のID、パスワードの管理が悪い場合には、契約無効を主張できない